

中型まき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第70条第1号に規定する中型まき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

いわし網漁業、ランプ網漁業、かつお網漁業及び大正網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

総トン数	隻数
5トン以上15トン未満	1隻
15トン以上40トン未満	3隻

（3）船舶総トン数

5トン以上40トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（5）操業区域

いわし網漁業及び大正網漁業にあつては伊勢湾、三河湾及び渥美外海、ランプ網漁業及びかつお網漁業にあつては渥美外海。

（6）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日（金）までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

（ア）いわし網漁業及び大正網漁業

- ・三河湾のうち最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から500メートル以内の海域。
- ・渥美外海のうち最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。

- ・篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

(イ) ランプ網漁業

- ・最大高潮時海岸線から4, 500メートル以内の海域。
- ・大型魚礁等（黒八場・高松の瀬・軍艦礁の魚礁）の周囲から外側へ300メートル以内の海域。

(ウ) かつお網漁業

- ・最大高潮時海岸線から10, 000メートル以内の海域。

イ 使用する漁具等は次の範囲でなければならない。

(ア) いわし網漁業、大正網漁業及びかつお網漁業にあつては、集魚灯を使用してはならない。

(イ) ランプ網漁業に使用する集魚灯等は次のとおりとする。

- ・火船以外の附属船に集魚灯を設置してはならない。
- ・1統につき、4隻を超える火船を使用してはならない。
- ・1統につき、次の範囲を超えて電気設備をしてはならない。

発電機（蓄電池を含む。）5キロワット以内

集魚灯に使用する電球 4キロワット以内

ウ 許可証の裏面に記載した附属船以外の船舶を使用してはならない。

エ 許可された漁船及び許可証の裏面に記載された附属船は、船首、船橋又は両げん側で外部から見やすい箇所に次のとおり許可番号を明瞭に表示しなければ、当該漁業に使用してはならない。

(ア) 網船は、アイ中巻〇〇（〇〇は許可番号を記載）と表示する。

(イ) 火船、魚探船、運搬船又はこれらの兼用船は、アイ中巻〇〇ー附（〇〇は網船の許可番号を記載）と表示する。

(ウ) 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

(エ) 許可番号表示標識の地色は黒色とし、文字及び数字は黄色の反射蛍光塗料又は反射蛍光素材とする。

(3) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年7月9日 愛知県知事 大村秀章